

精神保健福祉施策の概要(福祉部障がい福祉課分)

精神障害者保健福祉手帳交付事業費

	当初予算額(千円)
H30	2,681
H31	2,810

○目的

障がいが一定程度の状態である精神障がい者に「精神障害者保健福祉手帳」を交付し、福祉サービスを提供することで、自立と社会参加の促進を図る。

○事業内容

「精神障害者保健福祉手帳」の交付

○事業実績 年度末所持者数

年度	H26	H27	H28	H29	H30(1月末)
1級	724	705	721	672	748
2級	3,914	4,062	4,467	4,782	5,356
3級	358	370	394	457	452
計	4,996	5,137	5,582	5,911	6,556

自立支援医療(精神通院医療)費支給費

	当初予算額(千円)
H30	1,110,118
H31	1,088,723

○目的

精神疾患に係る通院に要する医療費の一部を公費で負担し、通院の継続と自立した日常生活や社会参加を促進する。

○事業内容

「自立支援医療受給者証(精神通院)」の交付及び医療費の給付

○事業実績 年度末対象者数

年度	H26	H27	H28	H29	H30(1月末)
対象者数	9,771	10,890	11,624	11,575	12,321

精神障がい者入院医療費助成費

	当初予算額(千円)
H30	16,557
H31	20,531

○目的

精神科医療の入院費の一部を助成し、精神障がい者及び保護者の経済的負担を軽減することで、精神障がい者福祉の増進を図る。

○事業内容

<対象> ※下記の条件に全て該当する者

- (1)医療保険に加入している者
- (2)精神障害者保健福祉手帳1級(重度障がい者医療費助成受給者証の交付が受けられない者)又は2級を所持している者
- (3)新潟市に1年以上在住している者
- (4)同一の精神科病床に月の初日から末日まで入院している者
- (5)同一世帯の生計維持者の総所得金額が800万円未満
- (6)他の法令(医療保険各法を除く)で、医療の給付・助成を受けることができない者

<助成内容>

入院医療費の付加給付等を控除した額 助成額上限10,000円/月

○事業実績 (単位:千円)

年度	H26	H27	H28	H29	H30(1月末)
助成金額	46,420	25,880	24,334	20,450	13,590

精神障がい者通所作業訓練所通所交通費助成事業

	当初予算額(千円)
H30	18,712
H31	15,882

○目的

精神障がい者の通所作業訓練施設(地域活動支援センターⅢ型、就労移行支援・就労継続支援・生活介護・自立訓練事業所)への通所に要する、交通費を一部助成し、自立と社会復帰の促進を図る。

○事業内容

通所作業訓練施設に通所している本市在住の精神障がい者が、通所するために公共交通機関等を利用する場合、その費用の1/2を、自家用車を利用する場合、別途定めた金額を助成する。(いずれも上限10,000円/月)

○事業実績

年度	H26	H27	H28	H29	H30(1月末)
対象者数	3,852	4,516	5,036	5,368	5,502
施設数	58	65	68	70	79

地域活動支援センター（Ⅰ型）事業費

	当初予算額(千円)
H30	45,020
H31	45,599

○目的

精神障がい者の地域生活支援の促進を図るための「地域活動支援センターⅠ型」に対し運営費の一部を補助する。

○事業内容

障がい者が通所し、創作的活動、生産活動の機会提供、社会との交流促進等を図るとともに、日常生活に必要な支援を行う（「基礎的事業」）。

その他に「機能強化事業」として、事業型（Ⅰ～Ⅲ型）別に内容が定められている。Ⅰ型は、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療、福祉及び地域社会基盤との連携強化、地域ボランティア育成、障がいに対する理解促進のための普及啓発等を行う。

○事業実績

年度	H26	H27	H28	H29	H30(1月末)
施設数	2	2	2	2	2
登録者数	140	189	180	196	189